

新しい河川整備の計画制度

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました（図1参照）。

また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、学識経験者、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました（図2参照）。

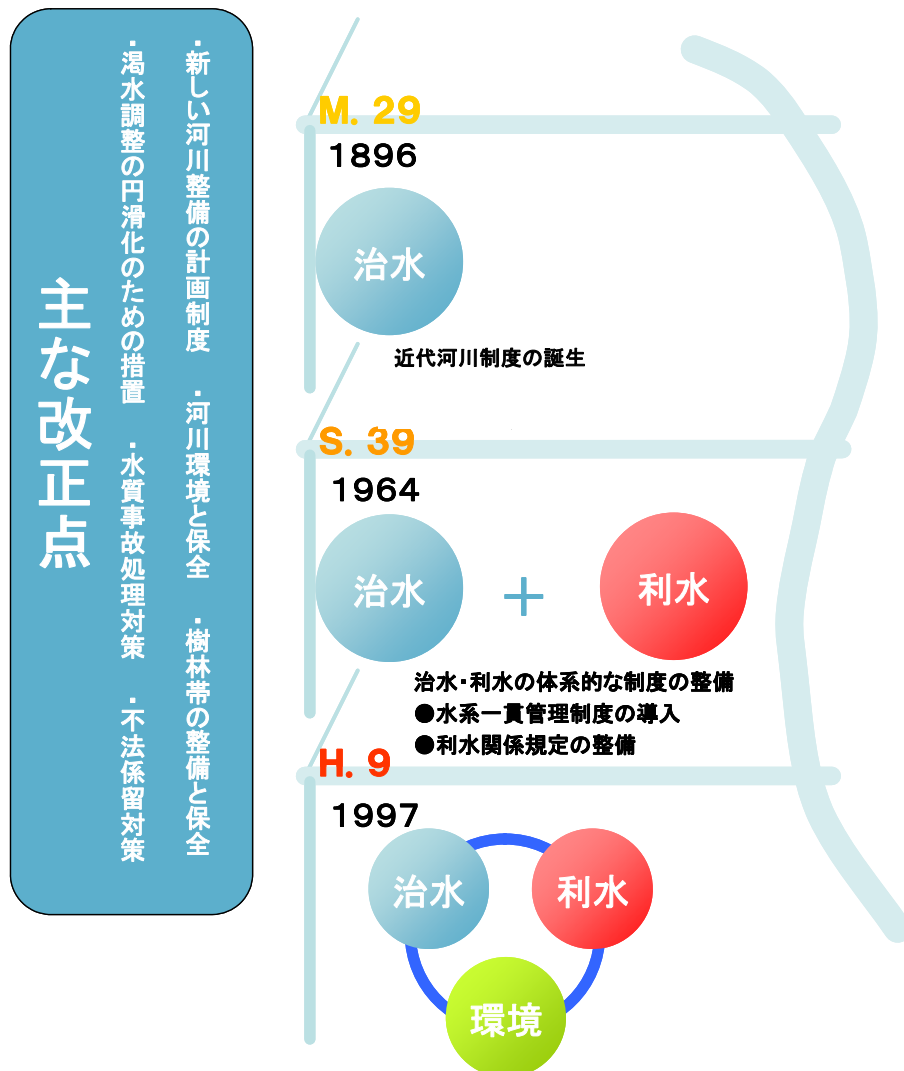


図1 河川法改正の流れ

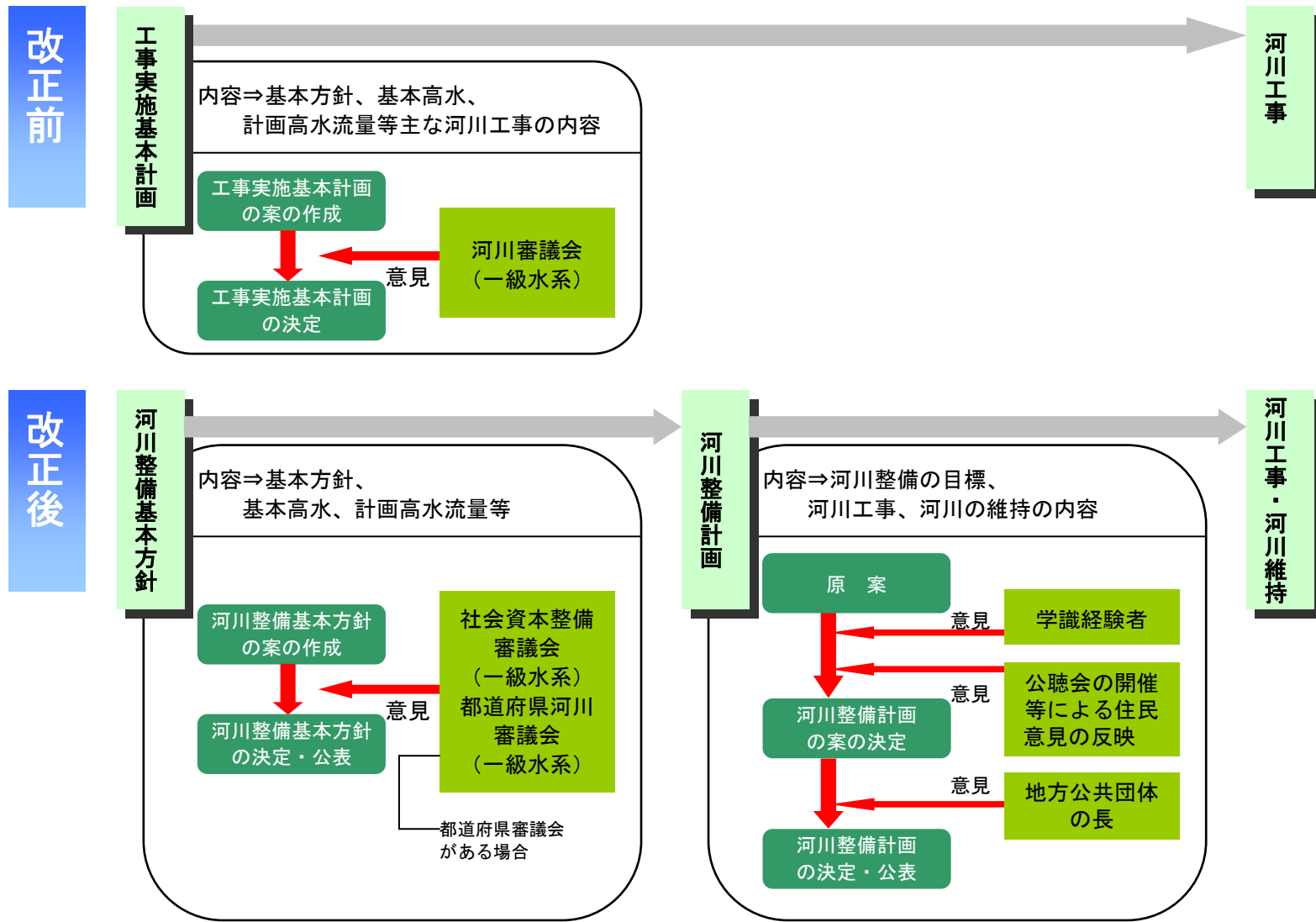


図2 新しい河川整備の計画制度

加古川流域委員会の設立趣旨

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者等から意見を頂くことを目的に、各水系において「流域委員会」を設置しています。

委員会設立の趣旨は、近畿地方整備局長が「加古川水系河川整備計画（国管理区間）」の策定にあたり、下記のことを目的に設置するものです。

- ① 河川整備計画の原案について意見をいただく
- ② 関係住民意見の聴取方法と反映のあり方について意見をいただく

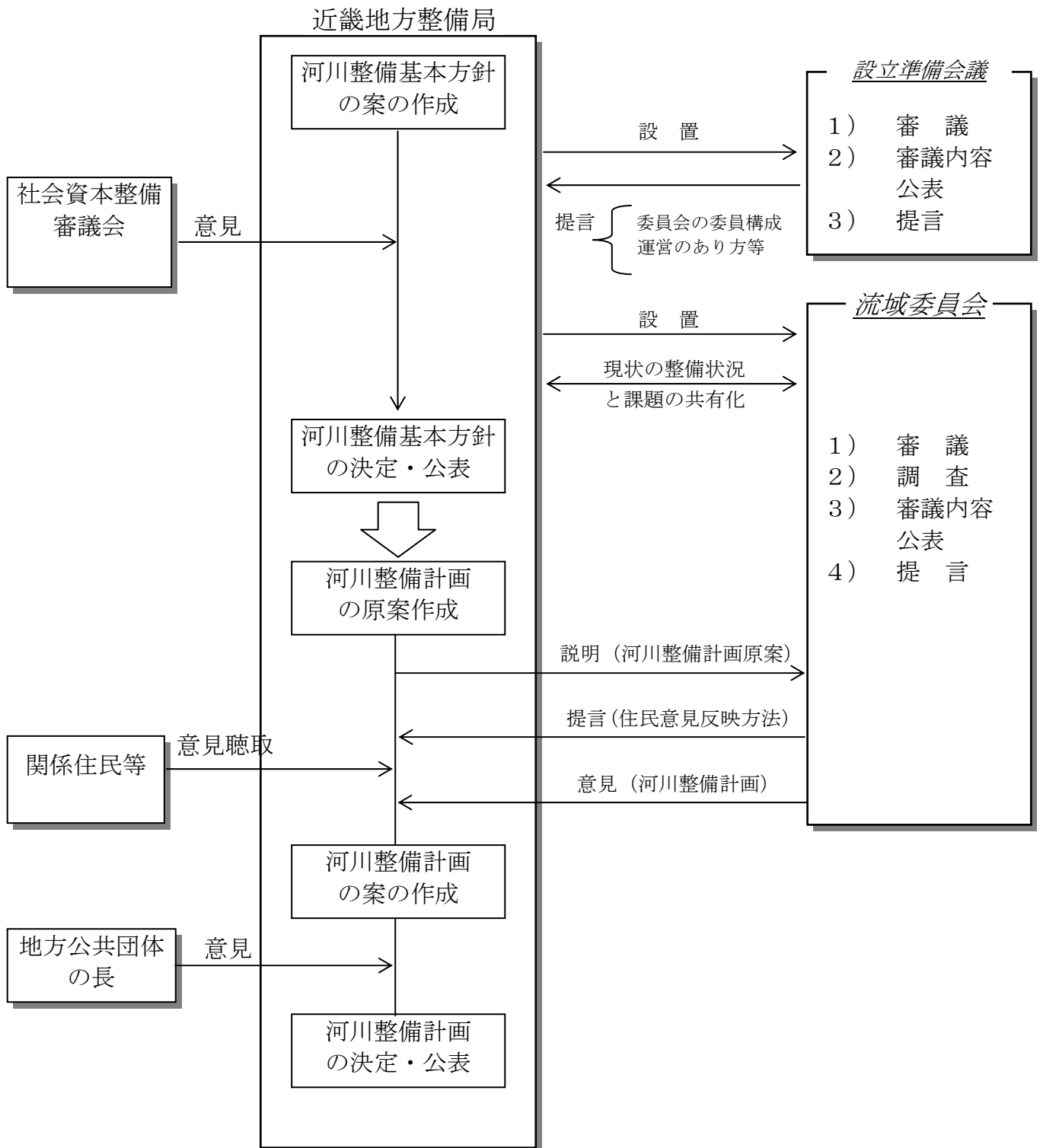
なお、加古川において今後20～30年間の具体的な河川整備計画を策定する範囲は、国土交通大臣が直接管理している区間とします。

よって本流域委員会に提示し、審議いただく「河川整備計画の原案」の範囲は国管理区間内とします（図3参照）。



図3 加古川流域図

加古川流域委員会と河川管理者（近畿地方整備局）との関係



加古川流域委員会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	所 属	分 野
いけしま きよし 池嶋 清	加古川漁業協同組合 代表理事組合長	漁業
いけもと ひろき 池本 廣希	兵庫大学経済情報学部 教授	環境経済学
うちだ かずのり 内田 一徳	神戸大学大学院農学研究科 教授	農業水利
かんだ けいいち 神田 佳一	明石工業高等専門学校 教授	河川工学
さいとう たきお 齋藤 太紀雄	北播磨地場産業開発機構 理事長	地場産業
たした あきみつ 田下 明光	(株)ラジオ関西 報道デスク長	郷土史「民俗」
たなべ せいいち 田辺 清一	加古川ボート協会 理事	水面利用
たまおか 玉岡 かおる	作家	文化
どい よしろう 土肥 芳郎	兵庫県釣針協同組合 理事長	地場産業
なかせ いさお 中瀬 勲	兵庫県立大学 教授	環境計画学
はたけやま けいこ 畠山 恵子	水辺に学ぶプロジェクト	地域活動
はっとり たもつ 服部 保	兵庫県立大学 教授	植物生態学
はりもと さとる 播本 達	リバークリーン エコ炭銀行	地域活動
ますだ おさむ 増田 修	姫路市立水族館 学芸員	貝類・淡水魚類
みちおく こうじ 道奥 康治	神戸大学工学部 教授	河川工学
やまぐち よしろう 山口 嘉郎	北はりま森林組合 組合長	森林
よしだ せいそう 吉田 省三	三木市高齢者大学 講師	郷土史

加古川流域委員会（案）規約

（趣旨）

第1条 本規約は、「加古川流域委員会」（以下「委員会」という）の設置について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 委員会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が設置し、加古川水系河川整備計画（国管理区間）の策定にあたり、河川整備計画の原案並びに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会の委員は20名以内で構成し、加古川水系に関し学識経験を有する方のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は、河川整備計画策定をもって満了とする。
3. 委員の追加について、必要と認める場合には、委員会に諮り整備局長に要請ができる。
4. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、分科会を設置することができる。なお、分科会の委員および運営については、委員会でこれを定める。

（委員長）

第4条 委員会には委員長等を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

（議事等）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、委員総数の2/3以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 委員会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、少数意見があればこれを付す。
4. 原則として河川管理者は、委員から意見を求められたとき、又は、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

5. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する方に意見を聴くことができる。
6. 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。

(情報公開)

第6条 委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が、委員長の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1) 会議資料(案)の作成
- 2) 議事録(案)の作成
- 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成
- 4) その他

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の2/3以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成20年7月16日から施行する。

加古川流域委員会の情報公開方法について

- 加古川流域委員会の情報公開については、規約で下記のとおり定められています。

第6条 委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。
2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

- 規約第6条の規定に基づき、本日の第1回加古川流域委員会の審議により、今後の委員会の情報公開方法について定めます。

加古川流域委員会の情報公開方法（案）

項目	加古川流域委員会の情報公開方法	備考
1) 会議の開催案内方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の開催案内の方法は、下記によるものとする。 1. 記者発表 2. インターネット 3. 流域市町村でのポスターの掲示 4. 流域市町村へのチラシの配布 	<p><第1回委員会の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 記者発表資料配付先： <ul style="list-style-type: none"> ・ 北播磨県民局記者クラブ ・ 東播磨県民局庁舎内記者室 ・ 中播磨県民局庁舎内記者室 ・ 西播磨県民局記者室 ● 姫路河川国道事務所のホームページ上で公表 ● 流域11市3町へ掲示依頼 (参考資料1を参照)
2) 傍聴の申し込み方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴を希望する方は事前に申し込むことを基本とするが、委員会当日にも、会場にて受け付けできることとする。 ・ 一般傍聴者の受け入れは、すべての希望者が傍聴できるよう可能な限り配慮することを基本とし、原則として入場制限を行わないこととする。 	
3) 審議結果の公表手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議結果は、ニュースレター（審議内容や審議状況写真、傍聴人数、今後の予定など流域委員会の状況をわかりやすく掲載）を通じて公表する。 ・ 議事録の概要（発言要旨を掲載）は、記者発表と姫路河川国道事務所のホームページ上で公表する。 ・ 議事録の詳録（全ての発言内容を掲載）は、姫路河川国道事務所のホームページ上で公表する。 ・ 議事録の公表にあたっては、庶務が出席委員の確認を得たものとする。 	

*** 新しい加古川の川づくり計画策定のため ***

加古川流域委員会が発足します!!

加古川流域委員会は、「加古川水系河川整備計画（国管理区間）」について学識経験者等から意見を聴く場です。学識経験者等は加古川流域委員会の公平性・透明性を確保するために、設立準備会議の審議を経て、加古川との係わりの深い「治水」、「利水」、「環境」、「人文」、「地域活動」等の幅広い分野で専門知識を有し活躍されている17名の委員で構成される予定です。委員会は原則として公開となっておりますので、どなたでも傍聴していただくことが出来ます。

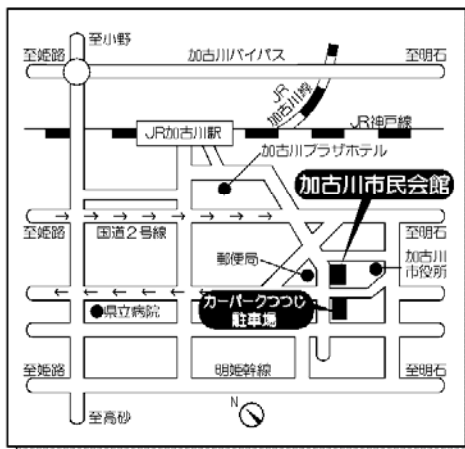
日 時 平成20年7月16日（水）
9:30～12:00（受付9:00～）

場 所 加古川市民会館 小ホール
住所：加古川市加古川町北在家 2000
Tel：079-424-5381

お申し込み 傍聴を希望される方は、氏名、所属（会社名など）、住所、電話番号を記入の上、FAX・はがき・Eメールで下記までお申し込みください。
傍聴は事前申込を基本としてますが、委員会当日にも、会場にて受付致します。

※事前申し込みの〆切は7月11日（金）（はがきは必着）です。

国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 調査第一課
【お申し込み先】 住所 〒670-0947 姫路市北条 1-250
FAX 079-222-5843
E-mail kk-chou101@kk.mlit.go.jp



審議内容

- ・加古川流域の概要について
- ・今後の委員会の進め方について 等

※駐車場（有料）に限りがございますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

※豪雨や地震等の影響により、やむを得ず開催を延期させていただく場合がございます。その際にはホームページ等でご連絡いたします。

「加古川流域委員会設立準備会議」の審議結果は、以下のホームページでご覧頂けます。

http://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/outline/river/think/kako_ryuiki_junbi/index.html

今後の委員会審議の進め方について

今後の審議の構成とおおよその予定（案）

